

# 令和7年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務 企画提案説明書

令和7年3月24日

## 1. 事業目的

県内の高校生を対象に、プログラミング等の体験と県内企業との交流会等のイベントを実施し、高校生のITへの興味・関心を育むとともに将来的な県内就職に結びつけることを目的とする。

## 2. 募集内容

### (1) 委託業務名

令和7年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務

### (2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 3. 応募資格

(1) 単独の法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- ④ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- ⑥ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては島根県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

#### 4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和7年3月24日(月)～令和7年4月8日(火)午後5時
(2)企画提案参加申込書の提出	<p>企画提案に参加する者は、企画提案参加申込書(様式1)に以下書類を添付して令和7年4月8日(火)午後5時までに持参又は郵送(郵便書留に限る。)により各1部提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書(様式2)</li> <li>・都道府県税に係る納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本1部)</li> <li>・税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本1部)</li> <li>・会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等)</li> <li>・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し</li> </ul> <p>※コンソーシアムにあつては、構成員ごとに納税証明書を各1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとする。</p>
(3)参加資格通知予定日	令和7年4月15日(火)
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)に質問事項を記載の上、令和7年4月10日(木)正午までに持参又は電子メールにより提出すること。
(5)質問の回答方法	<p>企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質問をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、電子メールで送信するため、必ず受信可能なメールアドレスを記載すること。</p> <p>なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。</p>
(6)質問の回答予定日	令和7年4月16日(水)
(7)企画提案書提出期限	令和7年4月18日(金)正午
(8)企画提案競争への参加辞退	<p>企画提案参加申込書を提出した後で参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届(様式4)を令和7年4月17日(木)までに持参、電子メール又は郵送(郵便書留に限る。)により1部提出すること。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとする。</p>
(9)企画提案者プレゼンテーション及び審査予定日	<p>令和7年4月21日(月)</p> <p>※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案参加申込書提出者に別途通知する。</p>
(10)企画提案者プレゼンテーションの方法	企画提案者ごとに企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。

(11)委託予定事業者の決定	令和7年4月下旬
(12)提出先及び問合せ先 島根県商工労働部産業振興課 産業デジタル推進室 担当:大場 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階) TEL:0852-22-6220 FAX:0852-22-5638 メール:sangyo-digital@pref.shimane.lg.jp	

## 5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書(様式5)により作成すること。企画提案の審査は別添「令和7年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務」企画提案競争 評価基準」に基づき実施する。</li> <li>・別添「業務仕様書」の内容を効果的に実施する方法を記載すること。</li> <li>・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(様式5)の2～3については、別添の資料による説明を認める。ただし、(様式5)の項目に沿った資料となるように努めること。</li> </ul>
(2)提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計6部提出すること。</li> <li>・令和7年4月18日(金)正午までに、上記4の(12)の提出先まで持参又は郵送(郵便書留に限る。)すること。</li> </ul> <p>※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとする。</p>
(3)見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳が分かる見積書を1部提出すること。また、見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。</li> <li>・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。</li> </ul>
(4)添付書類	<p>該当する場合、以下を企画提案書に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証の写し(「しまね子育て応援企業(こころカンパニー)」に該当する場合)</li> <li>・登録証の写し(「しまね女性活躍応援企業」に該当する場合)</li> </ul>
(5) 企画提案等に係る留意事項	<p>①参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li> <li>・作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの</li> <li>・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li> <li>・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li> <li>・虚偽の内容が記載されているもの</li> </ul> <p>②提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。</p>

	<p>③企画提案書の作成、提出等、企画提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。</p> <p>④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>⑤企画提案の採否は、文書等で通知する。</p> <p>⑥採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。</p> <p>⑦本説明書に基づき提出された書類は返還しない。</p>
--	---

## 6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会において、別添「令和7年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務委託企画提案評価基準」に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。</li> <li>・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。</li> <li>・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。</li> </ul>
(2)委託予定事業者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会において、県の定める最低基準点を超え、かつ最も高い採点を得た企画提案者を委託予定事業者とする。</li> <li>・審査の結果適当と判断される企画提案書がない場合は委託予定事業者を選定しないことがある。</li> <li>・最高点の企画提案者が複数の場合は見積額の安価な企画提案者を委託予定事業者とし、見積額も同額である場合には当該者によるくじ引きにより委託予定事業者を選定する。</li> <li>・企画提案者が1者の場合であっても審査会は開催し、審査会の採点が県の定める最低基準点を超える場合に当該者を委託予定事業者として選定する。</li> </ul>
(3)応募者への採否通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定事業者の決定通知及びそれ以外の通知は令和7年4月下旬を予定。</li> <li>・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。</li> </ul>

## 7. 契約内容等

(1)委託期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
(2)委託料上限額	5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
(3)契約方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。</li> <li>・契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。</li> <li>・最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更等する場合がある。</li> </ul>
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、前金

	払又は概算払を行うことができる。
(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる。
(6)契約保証金	島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 号)第 69 条第1項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。ただし、同規則第 69 条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除できる場合がある。
(7)著作権等	本業務により生じた著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)その他の権利は県に帰属する。
(8)個人情報の保護	本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例(平成 14 年島根県条例第7号)に基づき適正に取り扱うこと。
(9)守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
(10)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。